

お詫びとご報告

平成 23 年 9 月 28 日に、当センター東病院の検査について不適切な対応があったのではないかと東病院の臨床検査技師から告発があったことから、当センターでは同日に調査委員会を設置し、平成 24 年 2 月 20 日に調査結果を公表しました。

調査の結果、問題があったのは主に独法化以前の平成 17 年から 22 年の間のものであり、

- ①検査の基準値の管理体制に不備があった
- ②検査部内で取り決めた検査結果の取扱いが遵守されていなかった
- ③問題が生じた時のヒヤリ・ハット報告が医療安全管理室に提出されていなかった
- ④臨床上の問題について臨床医に相談して回答や指示を得ることを技師長等が促さなかった
- ⑤技師長は問題をオープンにして適切な対応を取らず、隠蔽して問題を処理しようとした

ことが判明しました。

なお、問題提起した技師から 2 月 17 日に追加提出された資料を調査したところ、上記調査報告書の内容を修正すべき新たな事実はないことが確認されました。

これらを踏まえ、独法化以前のことでありますが、組織の健全化を図る観点から、【別紙】の整理に基づき、【資料 1】に準拠して在職者に対する処分を本日付で実施しました。

平成 24 年 2 月 29 日
国立がん研究センター理事長
嘉山 孝正

処分内容について

行為者	処分者数	処分量定
臨床検査技師長（前）	0 (2) 人	戒告又は訓告に相当 (退職しており処分不可)
副臨床検査技師長（現・前）	1 (1) 人	文書による嚴重注意
主任臨床検査技師（現）	1 人	口頭による嚴重注意
臨床検査部長（現・前）	1 (1) 人	口頭による嚴重注意
病院長（前）	1 人	口頭による嚴重注意
計	4 (4) 人	

※ 処分者数欄の（ ）内の数は、既に退職しており処分できない者の人数であり外数です。

今後の対応について

- ① 病理科・臨床検査科に対する医師の係わりを強化します。
- ② 臨床検査技師長については現在欠員状況であるため、中央病院の臨床検査技師長を平成 24 年 3 月 1 日付で併任します。
- ③ 病理科・臨床検査科の全職員に対して、今後の改善に向けた業務指導を行います。

【参考】 過去の処分事例一覧(他の独立行政法人)

番号	行為者	処分	事案概要	内容
1	庶務班長	文書厳重注意	会計規程違反	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為者である教員は、卒業生複数名による記念品代を預かり、学校の金庫に保管していたが、病院の金庫の方が安全と考え、庶務班長に保管してもらうよう依頼したものである。 ・ また、依頼を受けた庶務班長は、本来病院で経理すべきでない現金を上司等に諮ることなく無断で預かり管理課金庫内で保管し、外部監査の都度金庫から当該現金を取り出し個人保管する等現金保管していることが露呈しないよう当該行為を隠蔽しようとしていたものである。
	教員	口頭厳重注意	会計規程違反	
	事務部長	口頭厳重注意	監督者責任	
	管理課長	口頭厳重注意	監督者責任	
	教育主事	口頭厳重注意	監督者責任	
2	庶務係長	文書厳重注意	会計規程違反	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人による会計監査において、金庫内に現金が入った封筒と金銭出納帳を監査法人の監査担当者が発見したものであり、行為者が本来病院で経理すべきでない現金を上司等に諮ることなく無断で管理課金庫内で保管していたものである。 ・ また、行為者は、外部監査の都度金庫から当該現金を取り出し個人保管する等現金保管していることが露呈しないよう当該行為を隠蔽しようとしていたことも判明した。 ・ 現金については、当時の院長（処分当時退職済）から当時の庶務係長が医局運営の為に使用するよう現金を預かったことが発端である。
	事務部長	口頭厳重注意	監督者責任	
	管理課長	口頭厳重注意	監督者責任	